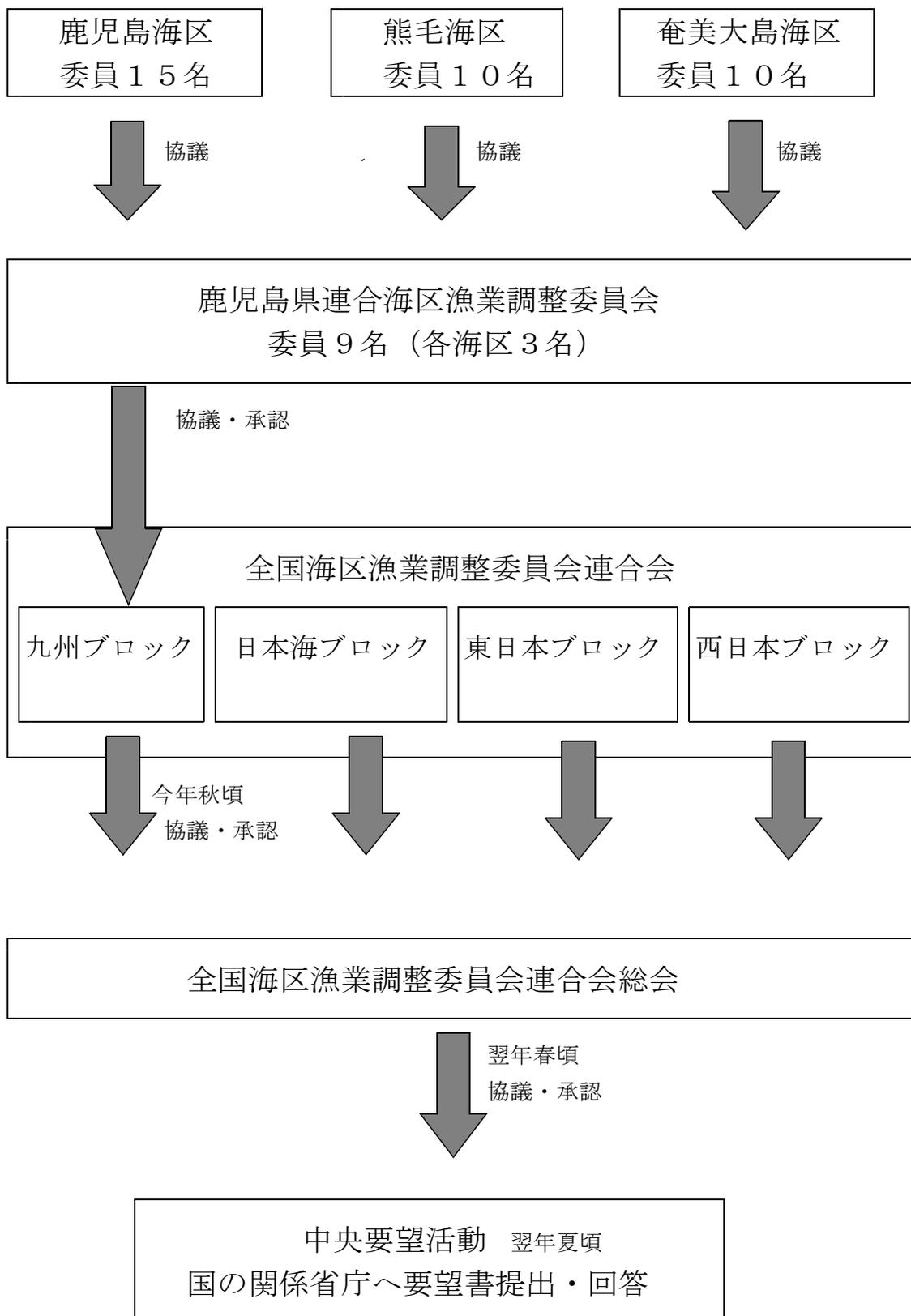


資料－1

令和5年6月19日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への
提出議題について（協議）

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議要望事項の流れ





令和5年6月2日

鹿 児 島
熊 毛
奄美大島

海区漁業調整委員会事務局長 殿

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局長

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における提出議題案について（依頼）

このことについて、下記により貴委員会において協議の上、回答してください。

記

1 話題提供希望又は議論したい項目（別紙様式1）

該当する事項があれば、別紙様式1に記載してください。

なお、該当がない場合もその旨回答してください。

2 要望事項等について

(1) 要望事項事務局案（別紙様式2）

① 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について

② 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について

③ 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について

(2) 要望事項案（別紙様式2-2）

新たな議題があれば、別紙様式2-2に記載し提出してください。

3 協議結果について

上記1及び2について、貴委員会の意見をとりまとめ、令和5年7月31日(月)までに回答してください。

4 その他

当県からの提出議題は、県連合海区漁業調整委員会において、各海区からの回答状況を踏まえて協議し、決定する予定です。

<連絡先>

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局
(水産振興課内)

担当：上今 TEL：099-286-3428 (内線3429)

別紙様式 2

令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題 1（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について

内 容

本県の沿岸漁業を取り巻く環境が、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高止まりによる収益の減少などにより厳しさがますます増大している中、沿岸域における資源の維持増大と沿岸漁業の健全な発展を図るため、沿岸漁業者自ら資源管理型漁業に一丸となって取り組んでいるところである。

一方、本県海域では、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間において漁場や資源が競合することから、零細な沿岸漁業者は、当該漁業の操業に対して大きな危機感を抱いている。

については、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業に対して、次の事項を強く要望する。

- 1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。
- 2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする
こと。

別紙様式 2

令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題 2（要望事項・協議事項・照会）

日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について

内 容

日中漁業協定に基づく中国まき網漁船の操業条件については、2002 年以降、日本の排他的経済水域内での操業を認めない決定がなされ、当県への影響は回避されているところである。

当県周辺水域は、黒潮等の影響を受けて、アジ、サバ、イワシ、カツオ及びマグロ類などが回遊する漁業振興上、重要な漁場であることから、今後とも中国まき網漁船の操業は認めないという方針を堅持していくことが重要であるので、次の事項について特段の配慮をされるよう要望する。

- 1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。
- 2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。
- 3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。
- 4 日本漁船の安全な操業を確保すること。

別紙様式 2

令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題 3（要望事項・協議事項・照会）

太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について

内 容

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の国際約束に基づく太平洋クロマグロの漁獲量上限の遵守については、本県定置網漁業者等多くの沿岸漁業者から不安や不満の声が寄せられている。

については、影響を受ける沿岸漁業者が将来にわたってクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望する。

- 1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。
- 2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

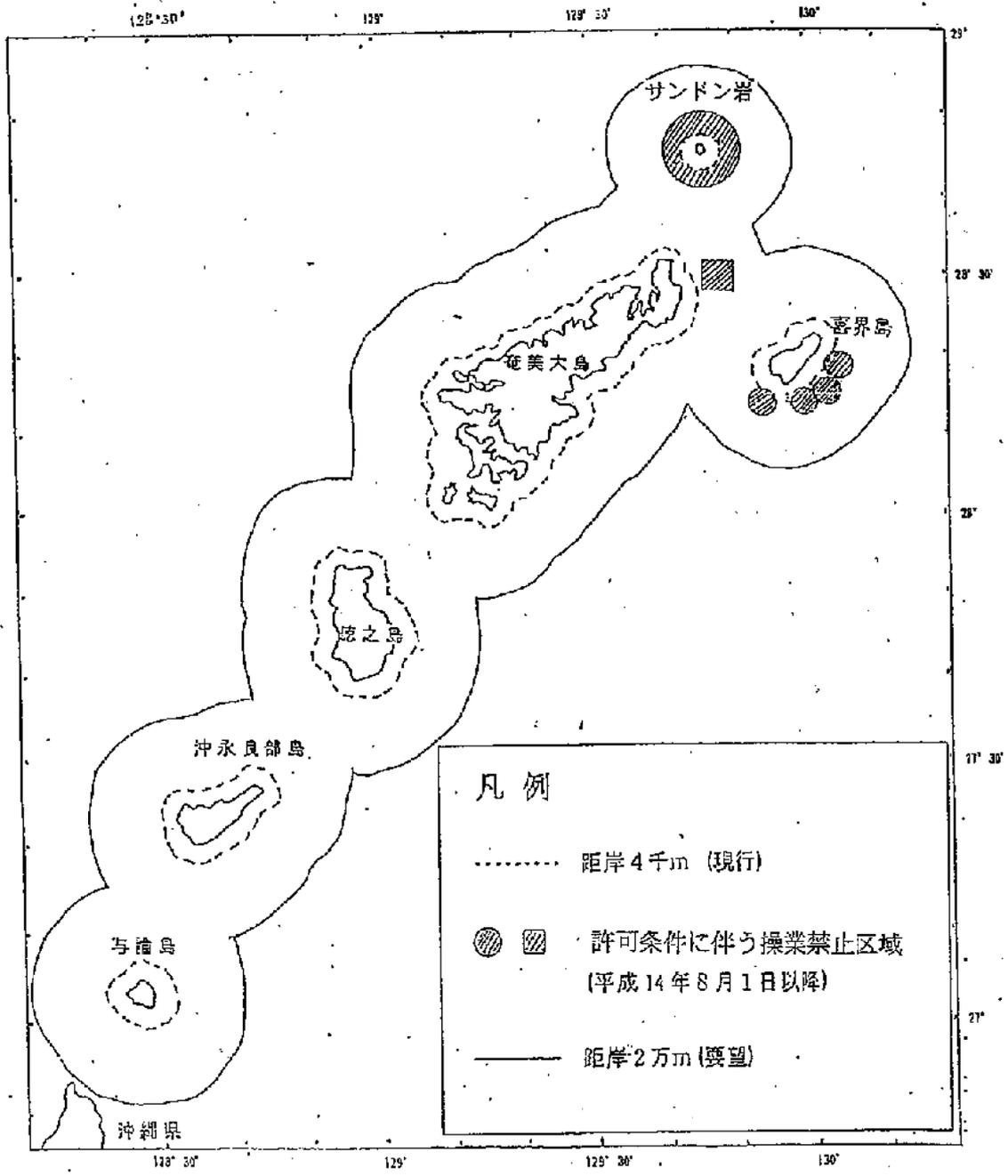
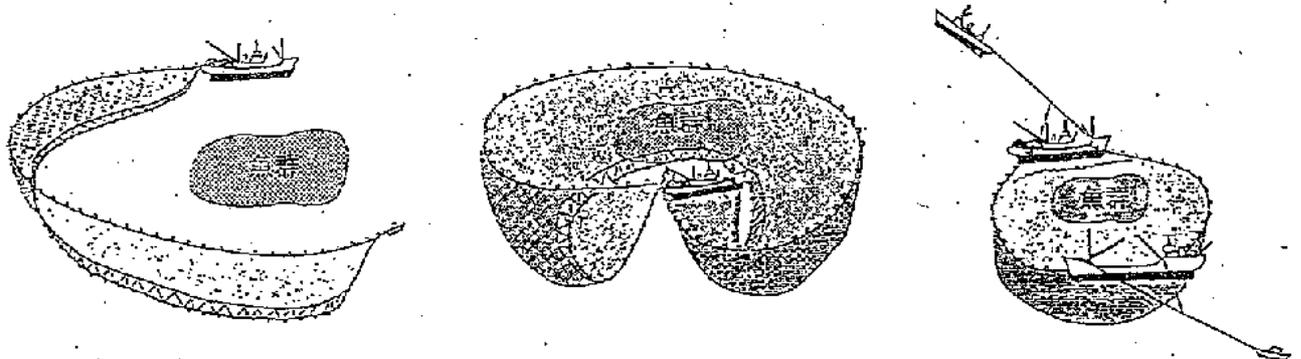
大中型まき網漁業

指定漁業(大臣許可漁業)

総トン数40トン以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業

本県沖合で操業可能な統数：9統

(根拠地別統数：長崎7統，宮崎1統，大分1統)

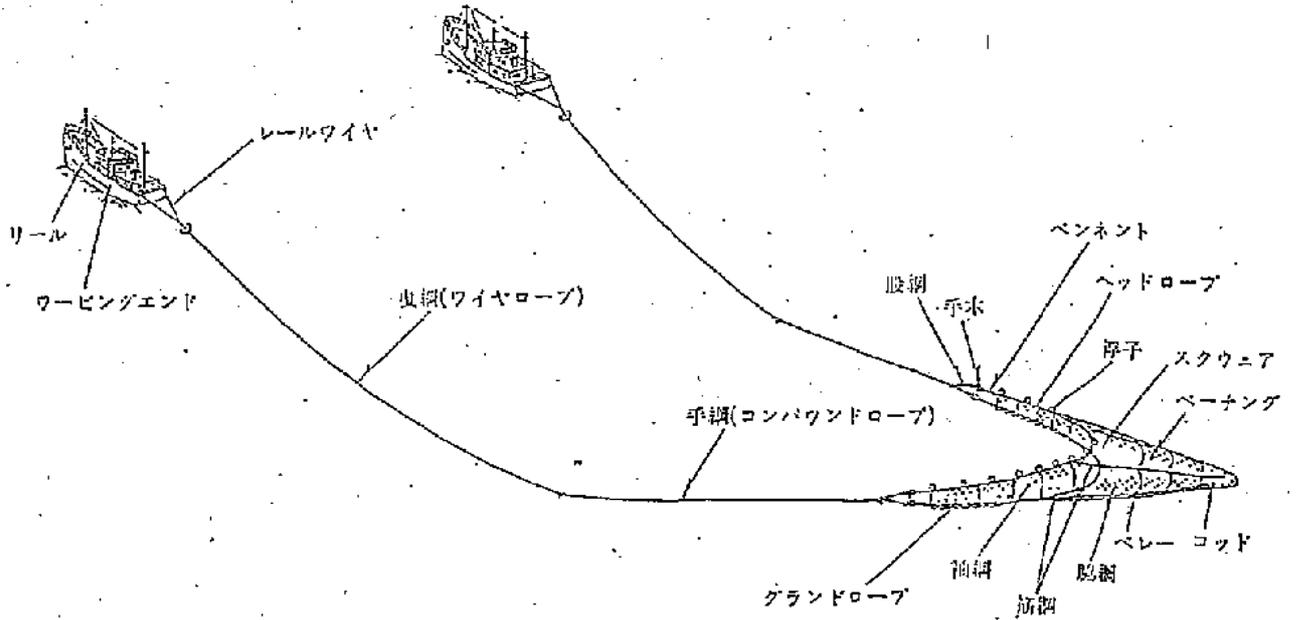


沖合底びき網漁業

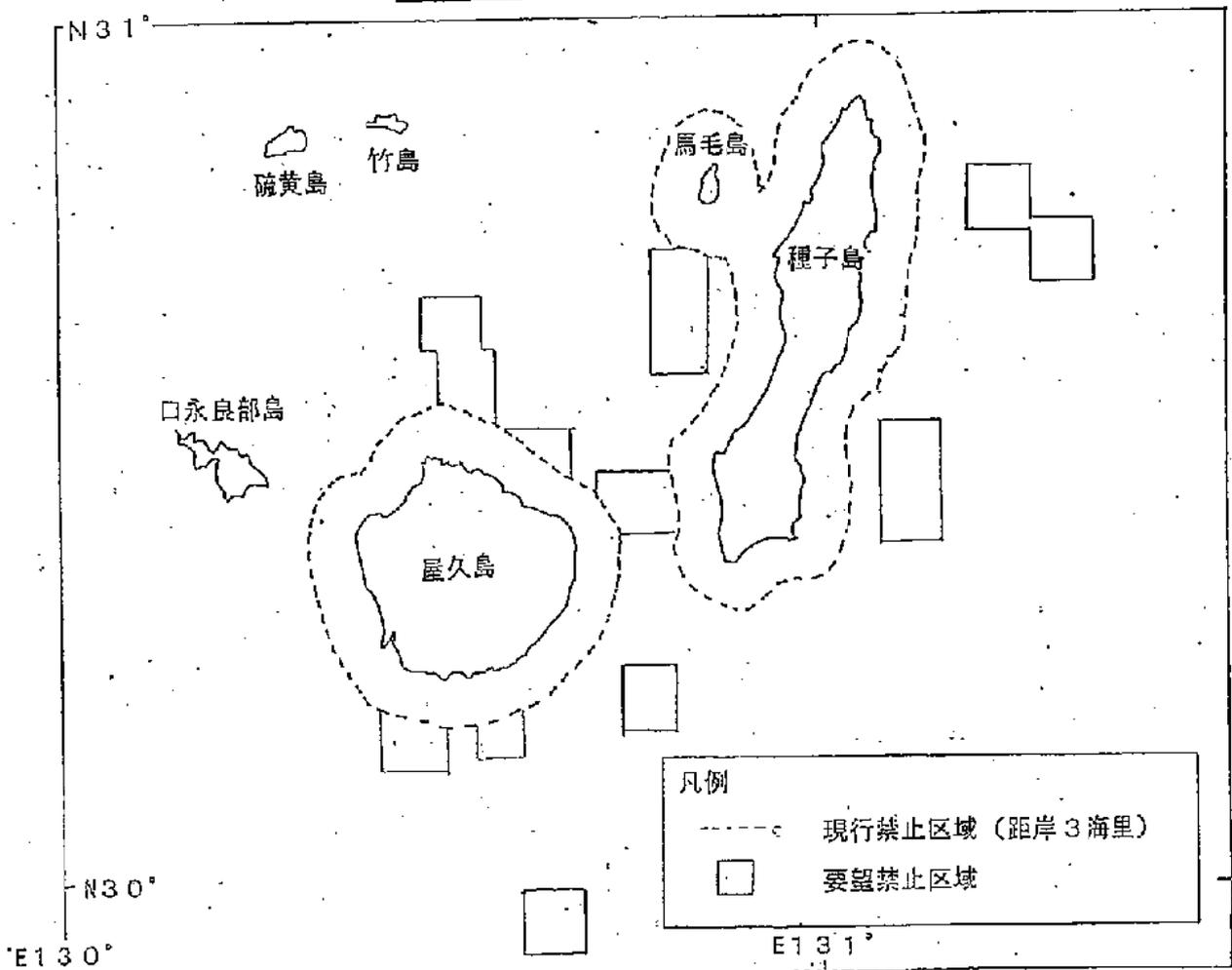
指定漁業 (大臣許可漁業)

総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

本県沖合で操業可能な統数及び根拠地：2統(3隻)：愛媛県



熊毛海域における沖合底びき網漁業
操業禁止要望区域図



第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和 5 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

令和5年度 全漁調連要望書(案)

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後2年が経過した現在は、漁業許可、海面利用制度の改正・見直しの影響が発現しているところであり、また、新たな資源管理に対する様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症が日常生活に浸透し、我々の生活のあり方も大きく変化しております。かつてないほど多くの人々が、遊漁だけにとどまらない海洋レジャーを楽しむようになり、遊漁者、プレジャーボート利用者等との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

国際情勢もこの数年で大きく変わり、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

さらに、東京電力第一原子力発電所の事故においては、事故発生から12年が経過し、様々な取組により水産物の需要は回復傾向にあるものの、令和5年1月の関係閣僚会議において、ALPS処理水の海洋放出について、具体的な放出時期として令和5年春から夏頃を見込むことが示され、新たな風評が生じることへの懸念や水産物の需要減少が危惧されております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和5年5月26日の第59回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和5年5月

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 今野 智光

新規要望項目

- ・ 漁業監督吏員の資質向上（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・ 違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・ 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について（太平洋クロマグロの資源管理について）
- ・ AISを活用した事故防止・安全航行の指導（沿岸資源の適正な利用について）
- ・ 漁獲量を正確に把握する仕組みの整備（漁業法改正後の制度運用について）
- ・ 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及（漁業法改正後の制度運用について）
- ・ 遊漁者に資源管理を行わせる体制整備（海洋性レジャーとの調整等について）
- ・ ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化（海洋性レジャーとの調整等について）

全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

新規要望項目

II 沿岸漁場の秩序維持について

漁業監督吏員の資質向上

漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化

違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

III 太平洋クロマグロ資源管理について

沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

A I Sを活用した事故防止・安全航行の指導

A I S利用の普及に努めるとともに、A I Sが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はA I Sを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

V 漁業法改正後の制度運用について

漁獲量を正確に把握する仕組みの整備

T A C魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合で

も、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。

ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。

全要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続き対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、知事からの資源管理状況の報告徴収や、TAC制度対象魚種ごとの漁獲割当の変更方針の諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

改正漁業法の下でも、海区漁業調整委員会の適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。